

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府天満警察署外 6 件昇降機設備補修工事

本補修工事は、設備機器の製作製造業者でなければ、性能や技術面等において熟知しておらず、迅速かつ適切な修繕が出来ない。また、他社では適合する部品の確保が困難でかつ責任区分も不明確となることから、その後の保守管理においても不利と認められる。

これらのことから、当該設備の設計製造及び販売者である東芝エレベータ株式会社関西支社から見積書を徴したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項 1 号により、比較見積を省略するものである。